



だい じ
第6次
ふじ さと
藤の里
しょうがいしゃ
障害者プラン
ふじえだし しょうがいしゃ けいかく
(藤枝市障害者計画)

れいわ ねん がつ
令和6年3月



1

計画策定の趣旨

国の動向やこれまでの本市の施策の推進状況、障害のある人等の意識・実態等を踏まえ、新たに「第6次藤の里障害者プラン（藤枝市障害者計画）」を策定しました。本計画に基づき、障害のある・なしにかかわらず誰もがお互いを尊重し、支え合う共生社会の実現を目指し、総合的・計画的な障害者施策を推進します。

2

計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項を法的な根拠とし、本市の障害者施策の基本的な方向性や目標を示すために策定しました。

本計画は、「第6次藤枝市総合計画」を最上位計画とするとともに、本市の福祉分野の総合計画といえる「いきいき藤枝ささえあいプラン～第5次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画～」を踏まえつつ、他の関連する計画との整合を取りながら策定しました。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」及び静岡県の「ふじのくに障害者しあわせプラン（第5次静岡県障害者計画）」との整合を図りました。

第6次藤枝市総合計画

第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略

・地域福祉活動計画
藤枝市地域福祉計画

・障害児福祉計画
藤枝市障害福祉計画
藤の里障害者プラン

藤枝型発達支援システム
行動計画

介護・福祉ぶん21
ふじえだ

元気ふじえだ健やかプラン

ふじえだ子ども・子育て
スマイルプラン21

藤枝市成年後見制度
利用促進基本計画



3

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。ただし、国の法改正などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	ねんど R 5年度 2023	ねんど R 6年度 2024	ねんど R 7年度 2025	ねんど R 8年度 2026	ねんど R 9年度 2027	ねんど R10年度 2028	ねんど R 11年度 2029
ふじ さとしょうがいしゃ 藤の里障害者プラン ふじえだししょうがいしゃけいかく (藤枝市障害者計画)	だい じ 第 5 次	だい じ けいかく 第 6 次 計 画					
ふじえだししょうがいふくしけいかく 藤枝市障害福祉計 画	だい き 第 6 期	だい き けいかく 第 7 期 計 画			だい き けいかく 第 8 期 計 画		
ふじえだししょうがいじふくしけいかく 藤枝市障害児福祉計 画	だい き 第 2 期	だい き けいかく 第 3 期 計 画			だい き けいかく 第 4 期 計 画		
ふじえだしそうごうけいかく 藤枝市総 合 計 画	だい じ けいかく ぜん きけいかく 第 6 次 計 画 (前期計 画)			だい じ けいかく こう きけいかく 第 6 次 計 画 (後期計 画)			

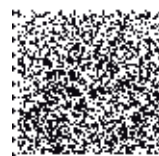
4

計画の基本理念と基本目標

みんなが
笑顔で支え合う
共生社会の実現



本計画では、国の障害者基本計画の基本理念と障害者施策に関する動向を踏まえ、誰もがお互いを尊重し合いながら、そして、障害のある人が自らの意思に基づいて、社会のあらゆる活動に“あたりまえに”参加することができる地域となるように、「みんなが笑顔で支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、各種の施策や取り組みを進めていきます。



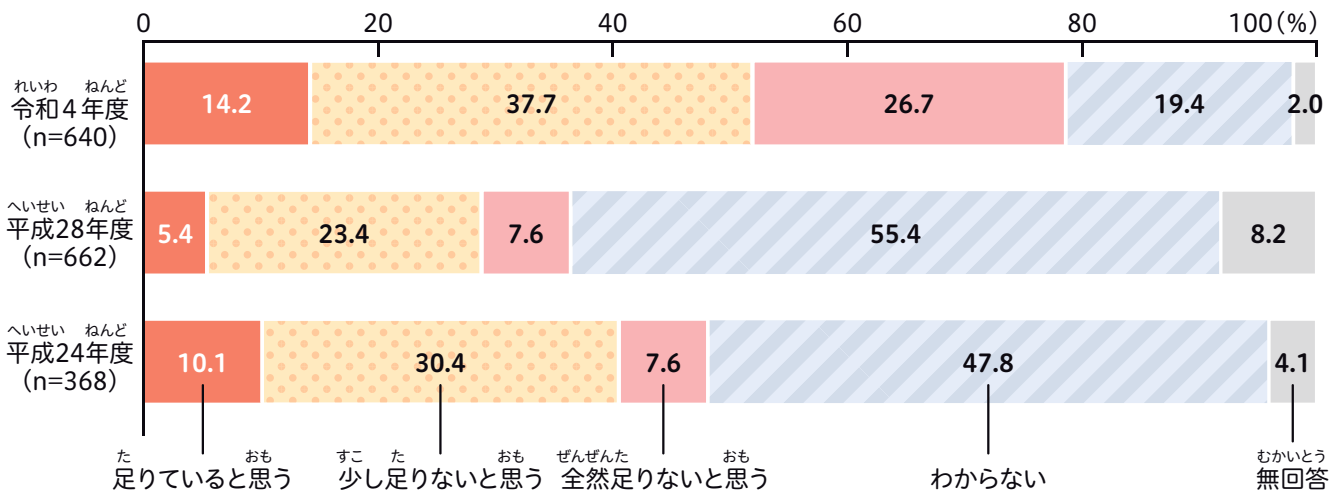
基本目標 1

市民の理解と交流の促進

誰もが安心して暮らせる地域共生社会を実現するためには、障害や障害のある人に対する理解を促進することが何よりも重要です。

調査結果では、「障害のある人への理解」が「足りないと思う」と回答した人の割合が多く、理解の不足が浮き彫りとなりましたので、引き続き、障害や障害のある人に対する理解を深め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

■ 障害のある人への対応や理解が足りていると思うか



基本方針

1 障害や障害のある人への理解の促進

地域共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育や福祉教育、障害のある人と取り組む様々な活動等を通じて、障害や障害のある人に対する理解促進に努めます。

2 交流・ふれあいの促進

障害のある人が、地域での様々な活動に参加し、日常的に交流をすることにより、お互いを理解する機会を増やすための取組を推進します。

3 地域福祉活動の推進

地域福祉活動の担い手の育成に取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、地域の資源を活用して地域福祉活動を推進し、共生社会の実現を目指します。



障害のある人に対する差別・偏見をなくし、虐待を防止するとともに、障害のある人の権利を守るための制度の周知や取組の推進が必要です。

また、障害のある人が自らの選択により自立した生活を送るためには、正確な情報取得が欠かせないことから、手話や要約筆記、音声ガイド等、障害の特性に合わせた配慮が必要です。

基本方針



1

成年後見制度の利用促進

権利擁護を必要とする知的・精神障害のある人の増加に対応し、個人の財産を守り、地域で安心した生活を送るための取組を推進します。

2

虐待防止・差別解消のための取組の推進

障害のある人への虐待を防止し障害を理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の取組が普及するよう、各種の広報・啓発を行います。

3

情報アクセシビリティの充実

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、様々な方法を活用し、情報提供の充実等を推進します。

多様化・複雑化するニーズに対応するためには、障害特性に合わせた障害福祉サービスの提供体制を整備するとともに、サービスを適切に利用するための各種相談支援体制の充実や福祉人材の確保・育成が必要となります。

また、障害のある人の充実した生活の実現のため、スポーツや文化芸術活動を楽しむ機会をどのように充実させていくかが課題となっています。

基本方針



1

相談支援体制の充実

複合化・複雑化する相談内容に対し、関係機関の連携による横断的な支援体制の構築を推進するとともに、わかりやすい情報提供や適切な障害福祉サービスの提供を行います。

2

障害福祉サービス等の充実

それぞれの状況やニーズの把握に努め、障害のある人が各種障害福祉サービスを円滑に利用しながら地域で暮らし続けることができるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

3

社会参加の促進

障害者関係団体等の活動支援に努めるとともに、行政施策等への参加や投票権行使の支援などを通じて障害のある人の社会参加を促進します。

4

スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動の促進

スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動を通じて、障害のある人の体力の増強や交流、余暇の充実等を図るとともに、障害への理解や認識を深め、誰もが気軽に講座やスポーツ教室に参加しやすい環境を整えます。



障害のある人が就労することは、地域社会の一員として生きがいをもって社会参加するための糧となる重要なものです。

就労し、定着するために必要な支援として、柔軟な勤務体制等きめ細かな支援、企業の理解等が求められています。

また、福祉的就労における収入面での支援の充実が必要です。



基本方針

1 就労に向けた地域における理解と環境づくり

就労ニーズが多様化する中、生活面の支援を含めた定着支援、障害者雇用の拡大を踏まえた、企業に対する理解促進等、関係機関と連携を図りながら障害のある人の就労を支えます。

2 継続的な就労支援と相談機能の充実

働く意欲のある障害のある人が地域で自立した生活を継続的に営むため、正しい理解や配慮の中で就労し、職場等に定着するための取組の推進を図ります。

3 福祉的就労の推進

障害のある人が、その特性に応じ、就労分野で十分に能力を発揮することができるよう、就労支援に関する取組を推進します。

本市において、特別な支援を要することも増加傾向にあり、一人ひとりの個性や発達段階に応じた切れ目のない療育・教育体制が重要となっています。

教育においては、個々の障害や発達の状況に合わせた多種多様な教育内容が求められるほか、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進が必要です。

基本方針

1 インクルーシブ教育の推進

すべてのこどもに一貫した支援、適切な指導や合理的配慮を提供するとともに、特別支援教育に対しての理解を深める取組を推進します。個々の状況や特性に配慮した上で、十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り共に学ぶことができる環境の充実を図ります。

2 子育て支援の充実

障害のあるこどもの自立や主な介助者である保護者の支援等のため、教育・保育・医療・福祉機関等の関連施策との整合性を図りながら、子育て支援の提供を行います。



せいしんしょうがい ひと そうごうてき せんもんてき しえん ひつよう ほけん いりよう れんけい はか
精神障害のある人については、総合的・専門的な支援が必要であるため、保健・医療との連携を図りながら
しえん おこな たいせい せいび ひつよう
支援を行う体制の整備が必要です。

いりようてき じ じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ かぞく たい いりようてき ふく さまざま しょうがい たいおう
医療的ケア児や重症心身障害児者とその家族に対しては、医療的ニーズを含め、様々な障害に対応できる
せんもんせい たか しえんたいせい もと じょうぎよう おう こま しえん とりくみ すいしん ひつよう
専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要
です。

基本方針

1

保健・医療体制の充実

しょうがい ひと けんこう ほ じ ぞうしん はか けんしん けんこう とりくみ きょうか
障害のある人の健康の保持・増進を図るため、健診や健康づくりの取組を強化しま
す。また、せいしんしょうがい ひと ちいき しえんたいせい せいび
す。また、精神障害のある人への地域の支援体制を整備します。



2

障害の早期発見・早期支援

いりようきかんとう かんけいきかん れんけい しょうがい げんいん しっぺい はっせいよぼう そうきはっけん そうきちりよう む たいせい
医療機関等の関係機関と連携し、障害の原因となる疾病の発生予防や早期発見、早期治療に向けた体制を
じゅうじつ しょうがい ひと きがる いりよう かいご とう う ていきょうたいせい
充実するとともに、障害のある人が、気軽に医療や介護サービス等を受けることができるよう、提供体制の
じゅうじつ はか
充実を図ります。

ちいき あんてい せいかつ せいかつ きよてん じゅうたく かんきょうせいび いどう こうつうかんきょう せいび じゅうよう
地域において安定して生活するためには、生活の拠点となる住宅の環境整備や移動・交通環境の整備が重要
です。ユニバーサルデザインの考えを踏まえたまちづくりに取り組むことは、しょうがい ひと ぜんしみん
安心して暮らせるための基盤となります。

また、しょうがい ひと す な ちいき しょうらい わた あんしん く かんきょう じりつ せいかつ
また、障害のある人が、住み慣れた地域で将来に渡り安心して暮らすことができる環境づくりや、自立した生活
おく そうだんしえん じゅうじつ もと
を送っていくための相談支援の充実が求められます。

基本方針

1

居住支援の充実

しょうがい ひと かぞく ほごしゃ ふ ちいき あんぜん あんしん く じゅうかんきょう
障害のある人やその家族・保護者のニーズを踏まえつつ、地域で安全に安心して暮らしていける住環境を
せいび
整備します。

2

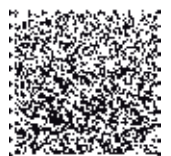
ユニバーサルデザインのまちづくり

こうきょうしせつ どうろどう しょうがい ひと だれ あんしん く しょうがい
公共施設や道路等におけるバリアフリーやユニバーサルデザインに基づいた誰もが安心して暮らせる障害の
ある人に配慮したまちづくりを推進します。

3

移動・交通対策の推進

いどう こうつうたいさく すいしん
地域生活を安心して進めていくため、また、しょうがい ひと こうれいか じゅうどか たいおう いどう
地域生活を安心して進めていくため、また、障害のある人の高齢化や重度化などにも対応するため、移動し
かんきょう せいび はか
やすい環境の整備を図ります。



さいがいはいっせいじ ぼうはん はんじんじょせつび いりようてき う たいせい ひなんせいかつ たい あ
災害発生時における不安として避難所設備や医療的ケアを受けられる体制、避難生活に対するものが挙げられ
ており、自主防災組織とともに、地域での支援体制を整備することが必要です。

また、感染症が拡大した際も日常生活を維持することができるよう、感染症対策の充実も必要です。

基本方針



1 防犯体制の充実

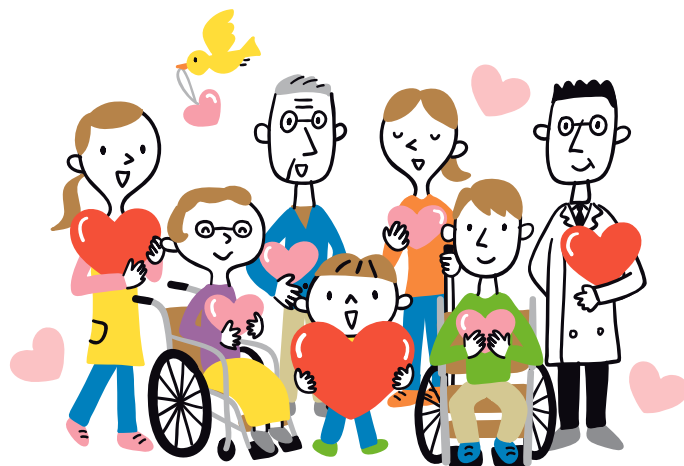
しょうがい ひと ひがい ま こ ぼうはんたいさく しょうひしや はっせい
障害のある人が被害やトラブルに巻き込まれないよう、防犯対策や消費者トラブルの発生
や被害の拡大防止に努めます。

2 防災体制の充実

しょうがい ひと あんぜん あんしん せいかつ おく さいがい つよ さいがいはいっせいじ
障害のある人が安全・安心な生活を送ることができるよう、災害に強いまちをつくとともに、災害発生時に
おいて、障害特性や個々の状況に配慮した適切な支援を行うことができるよう、関係機関が連携し、適切な
情報共有や避難に関する支援、障害福祉サービスの継続利用を行うことができる取組を推進します。

3 感染症対策の充実

かんせんしょうたいさく じゅうじつ かんせんしょう りゅうこうじ ひつよう ふくし どう ていきょう しょうがい ひと せいかつ まち かんせんしょう
感染症の流行時において、必要な福祉サービス等が提供され、障害のある人の生活が守られるよう、感染症
対策の充実を図ります。



だい じ ふじ さとしょうがいしゃ
第6次藤の里障害者プラン
がいようばん
(概要版)



はっこうねんげつ れいわ ねん がつ
発行年月：令和6年3月

はっこう へんしゅう ふじえだし
発行・編集：藤枝市

しずおかけんふじえだしおかでやま
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山 1-11-1

TEL: 054-643-3149 (直通) / 054-643-3111 (代表)

FAX: 054-644-2941

ホームページ <https://www.city.fujieda.shizuoka.jp>